

「ビル内保管トランク現場解体作業に当たっての確認書」の一部改正にかかる合意書

厚生労働省、株式会社まちづくり中野21及び株式会社中野サンプラザは平成30年4月27日付けで締結した「ビル内保管トランク現場解体作業に当たっての確認書」(以下「確認書」という。)の一部改正について、以下のとおり合意する。なお、本合意書において用いられる用語は、本合意書に別段の定めがある場合及び文脈上別義に解すべき場合を除き、確認書において定義される意味を有するものとする。

1 確認書の改正

確認書第8項③の表明保証にかかる条項を以下のとおり改正する。(下線は変更部分)

(改正前) 本件P C B廃棄物の処理中及び処理終了後における、中野サンプラザ内の空気中のダイオキシン類の濃度が処理開始前の濃度を超えないこと。処理開始前の濃度の測定は、本確認書締結後、処理開始までの間に行い、測定結果を書面で確認するものとする。

(改正後) 本件P C B廃棄物の処理中及び処理終了後における、中野サンプラザ内の空気中のダイオキシン類の濃度が2.5pg-TEQ/m³を超えないこと。

2 その他

本合意書に定めるもののほか、確認書に従う。

本合意を証するため、本合意の当事者は本書3通を作成し、記名押印の上、各当事者はそれぞれ1通を保有する。

令和2年2月26日

東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省職業安定局

総務課長 宮本 悅



東京都中野区中野4-1-1

株式会社まちづくり中野21

代表取締役 金野 光

東京都中野区中野4-1-1

株式会社中野サンプラザ

代表取締役 佐藤 章